



SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託 / インデックス型(日経225連動型)

投資信託説明書
(目論見書)
2006年10月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託 / インデックス型(日経225連動型)

投資信託説明書
(交付目論見書)
2006年10月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

- 当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「りそな・日経２２５オープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成18年10月12日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそな・日経２２５オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

投資信託振替制度への移行について（お知らせ）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報」中の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報」中の「7 管理及び運営の概要」の「信託約款変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは、本交付目論見書巻末の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年10月11日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右 近 徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・日経225オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要		巻頭
第一部 証券情報		1
第二部 ファンド情報		5
第1 ファンドの状況		5
1 ファンドの性格		5
2 投資方針		8
3 投資リスク		17
4 手数料等及び税金		19
5 運用状況		22
6 手続等の概要		26
7 管理及び運営の概要		28
第2 財務ハイライト情報		32
第3 内国投資信託受益証券事務の概要		35
第4 ファンドの詳細情報の項目		37
約 款		巻末



投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・日経225オープン

商 品 分 類	追加型株式投資信託 / インデックス型（日経225連動型）
運用の基本方針	日経平均株価（日経225）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
ベンチマーク	日経平均株価（日経225）
ファンドのリスク	ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益の確保が保証されているものではありません。
信 託 期 間	原則として無期限
決 算 日	年1回決算、原則7月11日（休業日の場合は翌営業日）
分 配 方 針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して分配する方針です。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額
お 申 込 単 位	自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 一般コース : 1万口以上1万口単位
お 申 込 手 数 料 率	1.05%（税抜き1.0%）を上限として販売会社が定める料率とします。
ご 解 約（ 換 金 ）	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して5営業日目以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約のお申込受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年率0.84%（税抜き0.80%）を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行



りそな・日経225オープン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語等についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託(日々決算型等を除く)についても導入されつつあります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
日経平均株価 (日経225)	東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、市場を代表する225銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す主要な指標(株価指数)の一つです。日本経済新聞社が公表しており、日経平均、日経ダウとも呼ばれています。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・日経２２５オープン（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別：原則として無記名式（記名式への変更も可能）

単位型・追加型の別：追加型

指定格付機関による格付け：格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行（売出）価額の総額

3,000 億円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

発行価格

取得申込受付日の基準価額*とします。（当初元本：1 口＝1 円）

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上 1 万口当りに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う証券会社および登録金融機関（以下、「販売会社」といいます。）または委託会社（後述の「(12) その他その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「日経 225」の略称で掲載されます。）

(5) 申込手数料

申込手数料（1 万口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は 1.05%（税抜き 1.0%）となっております。

申込手数料には消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

償還乗換え*でのお申込みに関しては、各販売会社にお問い合わせください。

*「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他 その他」をご参照ください。）でもご照会いただけます。

(6) 申込単位

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1 万円以上	1 円単位
一般コース	1 万口以上	1 万口単位

取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成 18 年 10 月 12 日から平成 19 年 10 月 11 日までとします*。

* 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

* 販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にご

確認ください。

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社（販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所については、上記「(8)申込取扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法等

1) 受益証券の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。

2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。

「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行なう「投資信託定時定額購入プラン」(販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。)につきましては、販売会社にお問い合わせください。

4) 原則として各営業日の午後 3 時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時)までに取得申込みが行なわれ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、前述「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約(換金)代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(ご参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・ 原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・ 受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・ 振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・ 非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (5) 信託約款の変更」の手続きにより信託約款の変更を行なう予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるとし、原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載また

は記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120 - 498 - 104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

親投資信託である「りそな・日経225オープン マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券を主要投資対象とし、日経平均株価（日経225）と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

日経平均株価（日経225）とは、東証第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標（株価指数）の一つです。

1. 計算式

日経平均株価 = 日経平均採用225銘柄の株価合計 / 除数

・ 株価の合計は、50円額面以外の銘柄は50円額面に換算して行ないます。

・ 小数点第3位を四捨五入して第2位まで求めます。

・ 株価の採用優先順は、現在の特別気配、現在値（または終値）、基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）

2. 除数の修正

除数（当初225）は、日経平均株価採用銘柄に市況変動によらない株価変動（権利落ち、減資、銘柄入れ替え等）があった場合、日経平均株価指数の連続性を維持するために修正されています。

3. 構成銘柄と銘柄選定基準

日経平均株価（日経225）は、長期間にわたる継続性の維持と、産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成します。

東証第1部上場銘柄のうち、原則として、市場流動性の高い「高流動性銘柄群」を選び出し、これを六分類（技術、金融、運輸・公共、資本財・その他、消費、素材）し、業種のバランスをとって225銘柄に絞り込みます。

* 日経平均株価（日経225）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変え、る権利および公表を停止する権利を有しています。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・インデックス型（日経225連動型）*に属します。

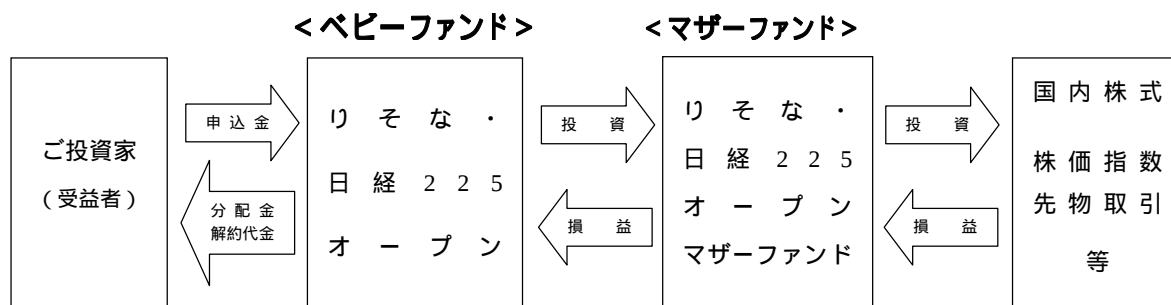
*「インデックス型（日経225連動型）」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において「約款上、株式への投資に制限を設けず、日経225指数に連動する運用成果を目指すもの」とされるファンドをいいます。

信託金の限度額

信託金の限度額は、3,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

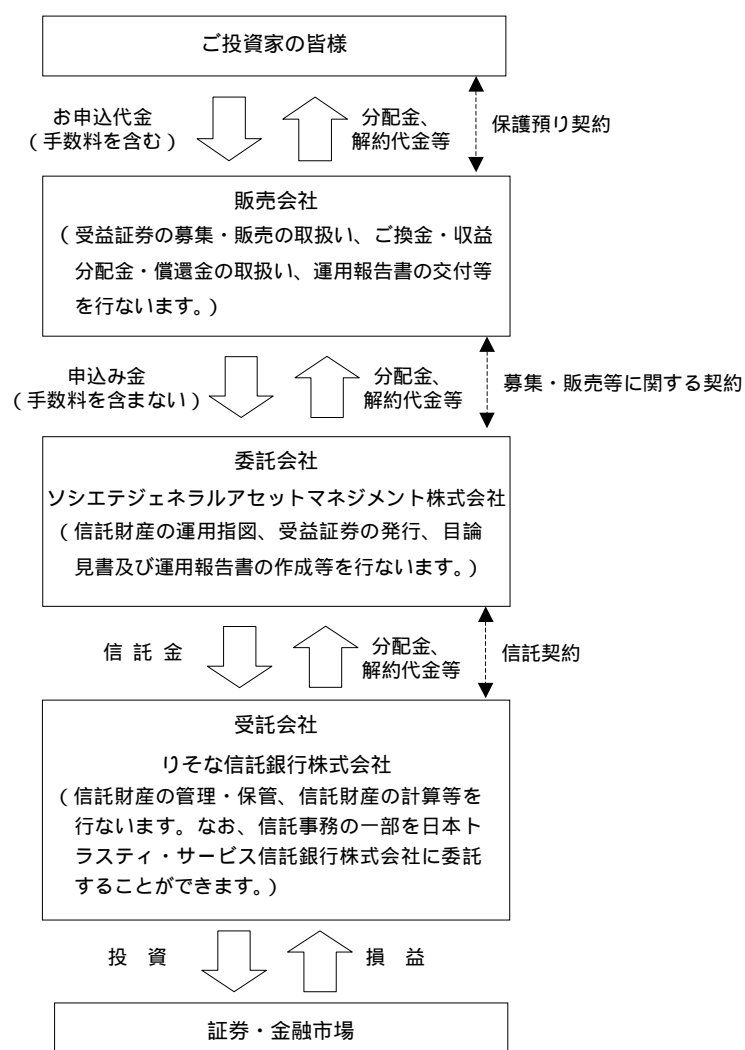
- 1) 日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指します。
 - ・ 日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用する「リそな・日経225オープンマザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。
- 2) 日経平均株価採用銘柄（225銘柄）の中から、原則として200銘柄以上に等株数投資を行ないます。
 - ・ 日経平均株価採用銘柄であっても、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行なわないことがあります。
- 3) 株価指数先物取引等を併用し運用の効率化を図ります。
 - ・ 日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。
- 4) 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。
 - ・ 株式の実質投資割合は原則100%程度としますが、急な大口資金の流入時には日経平均株価との連動率の向上を図るため、実質投資割合を110%を上限として高めることがあります。
- 5) 当ファンドは、「マザーファンド方式」により運用を行ないます。
 - ・ 「マザーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行なう仕組みです。



(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

委託会社及びファンドの関係法人



委託会社の概況

委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年1月4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる 平成10年4月1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年8月1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
大株主 の状況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	SGAM ノースパシフィック(株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセットマネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

SGAM

(本社・フランス パリ)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

SGAM ジャパン

(本社・日本 東京)

2 投資方針

(1) 投資方針

1)主として「りそな・日経225オープン マザーファンド」受益証券に投資し、日経平均株価(日経225)と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。なお、株式等に直接投資することもあります。

日経平均株価(日経225)の変動と同程度の比率で基準価額が変動することを目標とします。

2)組入対象銘柄は、主として東京証券取引所第一部上場株式とします。日経平均株価(日経225)採用銘柄のうち原則として200銘柄以上に等株数投資を行ないます。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行なわないことがあります。

3)現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、

日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

- 4) 株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合（信託財産に属する当該証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額の、信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。以下同じ。）は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行ないますが、日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 110% を超えないものとします。
- 5) 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。
- 6) ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2) 投資対象

主な投資対象

「りそな・日経 225 オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を「りそな・日経 225 オープン マザーファンド」の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記 1. から 8. の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託証券の受益証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいい、外国証券投資信託を除きます。）
11. 投資証券（証券取引法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
12. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第 2 条第 1 項第 10 号の 2 で定めるものをいいます。）

13. 預託証券（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、本邦通貨建のものとし
ます。）

14. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

なお、前記1.の証券または証書、9.および13.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものならびに10.の証券のうちクロ・ズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに9.および13.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10.および11.の証券のうちクロ・ズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

前記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1.から5.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行なうことができます。

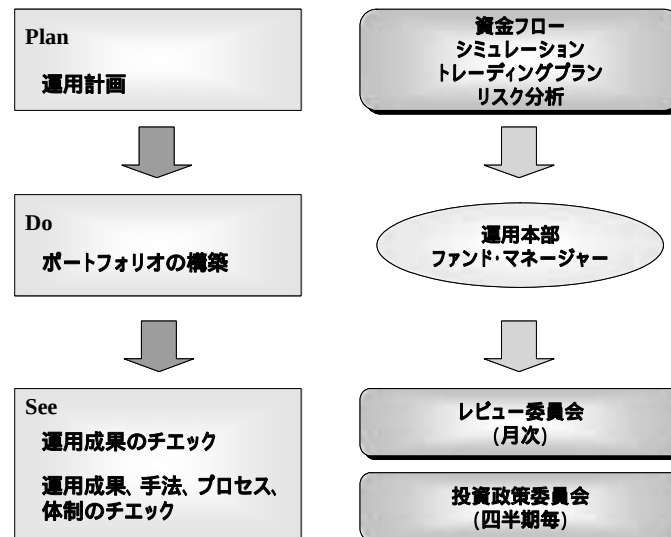
(3) 運用体制

投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



* 委託会社の運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

収益の分配

毎決算時（毎年7月11日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益*および売買益等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益の分配にあてなかった収益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行ないます。

* 配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息。以下同じ。）監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

(イ) 株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

株式への実質投資割合には制限を設けません。

(ロ) 新株引受権証券等への投資制限（約款第 18 条第 4、6 項）

1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図を行ないません。

2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ハ) 投資信託証券への投資制限（約款第 18 条第 5、6 項）

1) 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行ないません。

2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ニ) 投資する株式等の範囲（約款第 19 条）

1) 委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 前記 1) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

(ホ) 同一銘柄の株式への投資制限（約款「運用の基本方針」）

同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

(ヘ) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第 20 条）

1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を行ないません。

2) 前記 1) において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ト) 信用取引の指図範囲 (約款第 21 条)

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことを指図できます。
- 2) 前記 1) の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ、次に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権 (前記 5. に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な株券

(チ) 先物取引等の運用指図 (約款第 22 条)

- 1) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします (以下同じ。)
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。

(リ) スワップ取引の運用指図 (約款第 23 条)

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。) を行なうことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額 (以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。) が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託

財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。

- 4)前記 3)においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの純資産総額に占める、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行なうにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ヌ) 金利先渡取引の運用指図(約款第 24 条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことを指図できます。
- 2)金利先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 4)委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

(ル) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第 25 条)

- 1)委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2)前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ロ) 外貨建資産への投資制限(約款「運用の基本方針」)

外貨建資産への投資は行ないません。

(ワ) 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 26 条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を、次の範囲内で指図できます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の 50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- 2)前記 1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超え

る額に相当する契約の一部の解約を指図します。

3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行ないます。

(カ) 資金の借入れの指図および範囲 (約款第 33 条)

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2) 前記 1) の資金借入れ額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% 以内

3) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律 (以下、「投資信託法」という。) 等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、全ての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の 100 分の 50 を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の (a) および (b) に掲げる額 (これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。) ならびに (c) および (d) に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

(a) 信託財産にかかる先物取引等評価損 (有価証券オプション取引等 (有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および金融オプション取引 (海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。)) をいいます。以下、後記 (b) において同じ) および有価証券店頭オプション取引等 (有価証券店頭オプション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。))

(b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等 (オプションの行使の対象となる—または複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。)

の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。

(c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

(d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

(参考)「りそな・日経225オープン マザーファンド」の投資方針の概要

(1)運用方針

わが国の株式中心に投資を行ない、日経平均株価(日経225)と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

(2)投資態度

株式への投資は、日経平均株価に採用されている銘柄の中から原則として200銘柄以上に等株数投資を行ないます。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入は行なわないことがあります。

現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

株価指数等の先物取引を含む株式の実質組入比率は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行ないますが、日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質組入比率は、信託財産の純資産総額の110%を超えないものとします。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

なお、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行なうことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行なうことができます。

(3)主な投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

(4)主な投資制限

株式の実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行ないません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資については、制限を設けません。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。

マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。当ファンドへの投資には、マザーファンド受益証券の価格変動に伴うリスクがあります。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元本および収益の確保が保証されているものではありません。また、ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得された場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者の皆様に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

基準価額の主な変動要因

1) 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

2) 信用リスク

有価証券等の発行体の倒産や財務状況の悪化等により、株価の下落や、公社債及び短期金融資産等の利息または償還金の支払が遅延したり履行されないリスクがあります。

3) 流動性リスク

短期間での大量の解約により、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。

4) 有価証券先物取引等に伴うリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を行う場合もあります。その場合、基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

5) 価格乖離リスク

当ファンドは、日経平均株価（日経 2 2 5 ）に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、次の理由により基準価額の動きが日経平均株価（日経 2 2 5 ）の動きと乖離する場合があります。

1. 日経平均株価（日経 2 2 5 ）の構成銘柄を全て組入れない場合があること
2. 株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
4. 株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
5. 追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
6. 株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が 10 億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の 10 分の 1（224,294,779 口）を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

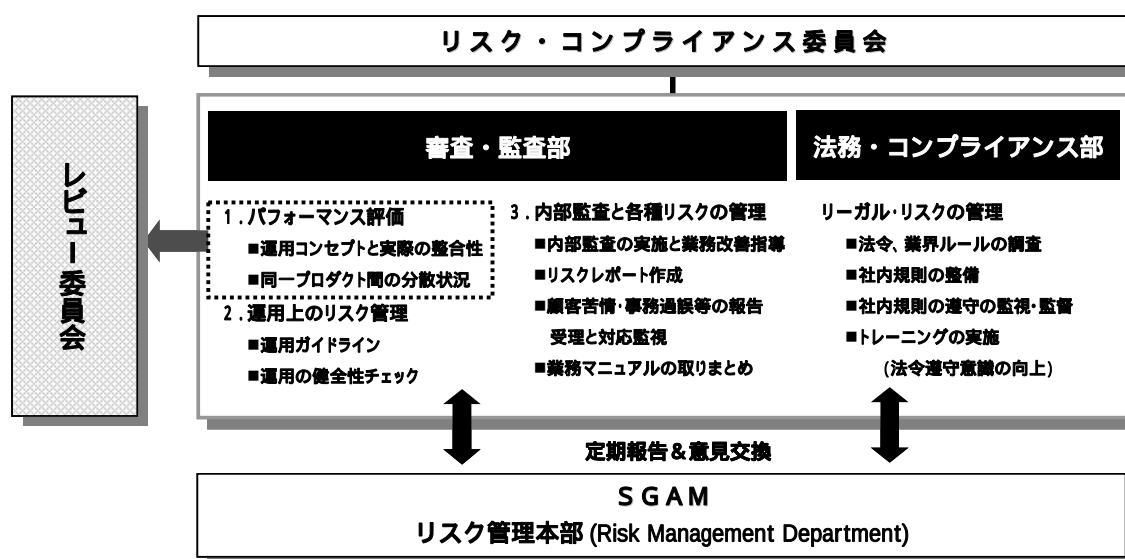
2) 解約の中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



* 上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料（1 万口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は 1.05%（税抜き 1.0%）となっております。

申込手数料には消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

償還乗換え＊でのお申込みに関しては、各販売会社にお問い合わせください。

＊「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前 3 ヶ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行なった販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

申込手数料率等は、各販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 84.0（税抜き 80）の率を乗じて得た金額とします。

（内訳は各販売会社の純資産総額により以下の通りとなります。）

	委託会社	販売会社	受託会社
100 億円以下の部分	年 10,000 分の 36.75 （税抜き 35）	年 10,000 分の 36.75 （税抜き 35）	年 10,000 分の 10.50 （税抜き 10）
100 億円超の部分	年 10,000 分の 26.25 （税抜き 25）	年 10,000 分の 47.25 （税抜き 45）	年 10,000 分の 10.50 （税抜き 10）

2) 信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

3) 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

信託事務等の諸費用

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.00735% (税抜き 0.007%) の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月を経過した日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用等は信託財産の負担とします。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産の負担とします。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

(イ) 個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率による源泉徴収が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありませんが、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20% (所得税 15% および地方税 5%) となります。

(ロ) 買取請求時の 1 口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります (ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。) *。買取差益は、譲渡所得として 10% (所得税 7% および地方税 3%) の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率は、平成 20 年 1 月 1 日から、20% (所得税 15% および地方税 5%) となります。

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

（ハ）一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行なうことにより3年の繰越控除が認められます。

（ニ）平成16年10月1日以降、特定口座の対象に国内公募株式投資信託が加わりました。

法人の受益者に対する課税

（イ）法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、上記の7%（所得税）の税率は、平成20年4月1日から15%（所得税）となります。

（ロ）買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行なう都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金*を控除した額が、その後の個別元本となります。

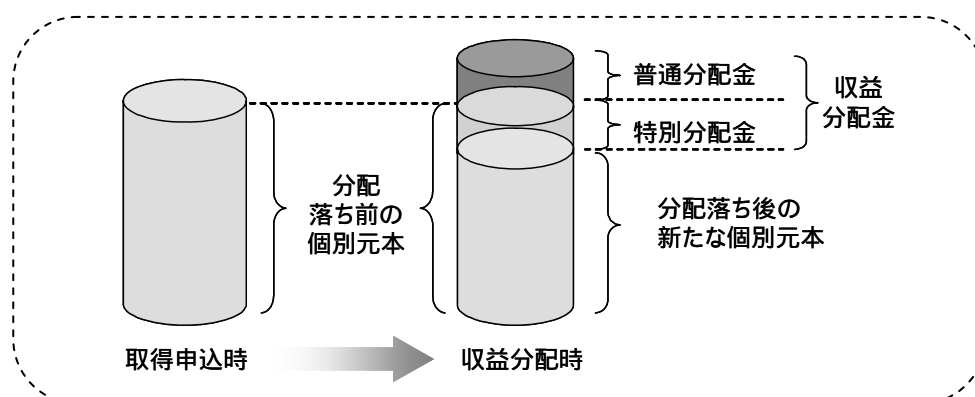
*「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、2)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、そ

の下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 18 年 8 月 31 日現在

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
りそな・日経 2 2 5 オープン マザーファンド 受益証券	日本	47,117,843,435	99.92
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	37,266,530	0.08
合計（純資産総額）	-	47,155,109,965	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）りそな・日経 2 2 5 オープン マザーファンド

資産の種類	国名	時価（円）	投資比率（％）
株式	日本	82,332,411,000	93.97
株価指数先物取引(大証日経平均先物(買建))	日本	5,252,000,000	5.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	33,196,369	0.04
合計（純資産総額）	-	87,617,607,369	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注）株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成18年8月31日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	りそな・日経 225オープン マザーファンド	48,425,327,272	0.9310	45,083,979,691	0.9730	47,117,843,435	99.92

* 全1銘柄

* 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

* 投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) りそな・日経225オープン マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成18年8月31日現在

順位	地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿金額		時価評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	210,000	12,020.00	2,524,200,000	11,170.00	2,345,700,000	2.68
2	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	210,000	9,520.00	1,999,200,000	10,950.00	2,299,500,000	2.62
3	日本	株式	京セラ	電気機器	210,000	8,780.00	1,843,800,000	10,140.00	2,129,400,000	2.43
4	日本	株式	ファナック	電気機器	210,000	10,000.00	2,100,000,000	9,310.00	1,955,100,000	2.23
5	日本	株式	T D K	電気機器	210,000	8,680.00	1,822,800,000	9,090.00	1,908,900,000	2.18
6	日本	株式	キヤノン	電気機器	315,000	5,810.00	1,830,150,000	5,840.00	1,839,600,000	2.10
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	420,000	3,670.00	1,541,400,000	3,990.00	1,675,800,000	1.91
8	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	210,000	7,340.00	1,541,400,000	7,770.00	1,631,700,000	1.86
9	日本	株式	K D D I	情報・通信業	2,100	743,000.00	1,560,300,000	775,000.00	1,627,500,000	1.86
10	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	210,000	8,170.00	1,715,700,000	7,720.00	1,621,200,000	1.85
11	日本	株式	信越化学工業	化学	210,000	6,400.00	1,344,000,000	6,690.00	1,404,900,000	1.60
12	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	210,000	6,020.00	1,264,200,000	6,370.00	1,337,700,000	1.53
13	日本	株式	ソフトバンク	卸売業	630,000	2,205.00	1,389,150,000	2,040.00	1,285,200,000	1.47
14	日本	株式	セコム	サービス業	210,000	5,580.00	1,171,800,000	5,830.00	1,224,300,000	1.40
15	日本	株式	エーザイ	医薬品	210,000	5,390.00	1,131,900,000	5,590.00	1,173,900,000	1.34
16	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	2,100	504,000.00	1,058,400,000	542,000.00	1,138,200,000	1.30
17	日本	株式	クレディセゾン	その他金融業	210,000	5,030.00	1,056,300,000	5,290.00	1,110,900,000	1.27
18	日本	株式	ソニー	電気機器	210,000	5,040.00	1,058,400,000	5,080.00	1,066,800,000	1.22
19	日本	株式	C S Kホールディングス	情報・通信業	210,000	5,250.00	1,102,500,000	5,040.00	1,058,400,000	1.21
20	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	210,000	4,270.00	896,700,000	4,760.00	999,600,000	1.14
21	日本	株式	テルモ	精密機器	210,000	3,810.00	800,100,000	4,400.00	924,000,000	1.05
22	日本	株式	富士写真フイルム	化学	210,000	3,900.00	819,000,000	4,300.00	903,000,000	1.03
23	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	210,000	3,830.00	804,300,000	4,150.00	871,500,000	0.99
24	日本	株式	デンソー	輸送用機器	210,000	3,590.00	753,900,000	4,090.00	858,900,000	0.98

25	日本	株式	ダイキン工業	機械	210,000	3,660.00	768,600,000	3,590.00	753,900,000	0.86
26	日本	株式	オリンパス	精密機器	210,000	2,990.00	627,900,000	3,480.00	730,800,000	0.83
27	日本	株式	住友不動産	不動産業	210,000	2,800.00	588,000,000	3,460.00	726,600,000	0.83
28	日本	株式	電通	サービス業	2,100	326,000.00	684,600,000	341,000.00	716,100,000	0.82
29	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	210,000	3,750.00	787,500,000	3,380.00	709,800,000	0.81
30	日本	株式	第一三共	医薬品	210,000	3,050.00	640,500,000	3,240.00	680,400,000	0.78

* 上位 30 銘柄

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

業種別投資比率

平成 18 年 8 月 31 日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	電気機器	21.19
		医薬品	6.79
		輸送用機器	6.38
		情報・通信業	6.35
		化学	5.92
		小売業	5.71
		卸売業	3.96
		食料品	3.70
		機械	3.67
		建設業	2.99
		銀行業	2.69
		精密機器	2.63
		サービス業	2.37
		不動産業	2.24
		非鉄金属	2.18
		陸運業	1.78
		ガラス・土石製品	1.65
		その他金融業	1.45
		保険業	1.44
		その他製品	1.32
		繊維製品	1.31
		証券、商品先物取引業	1.17
		石油・石炭製品	0.73
		ゴム製品	0.73
		金属製品	0.57
		海運業	0.57
		パルプ・紙	0.50
		電気・ガス業	0.48
		倉庫・運輸関連業	0.45
		鉄鋼	0.44
		鋁業	0.25
		水産・農林業	0.17
		空運業	0.16
合計			93.97

* 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種別	取引所	数量（枚）	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日経平均株価指数 先物取引（買建）	大阪	325	4,981,734,000	5,252,000,000	5.99
合計		325	4,981,734,000	5,252,000,000	5.99

* 投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

* 株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成 18 年 8 月 31 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額（1 万口当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末(平成12年7月11日)	6,413	6,413	9,883	9,883
第2期末(平成13年7月11日)	16,069	16,069	6,799	6,799
第3期末(平成14年7月11日)	17,625	17,625	5,954	5,954
第4期末(平成15年7月11日)	26,209	26,209	5,477	5,477
第5期末(平成16年7月12日)	35,483	35,483	6,571	6,571
第6期末(平成17年7月11日)	39,774	39,774	6,646	6,646
第7期末(平成18年7月11日)	45,029	45,029	8,812	8,812
平成17年8月末日	26,693	-	7,054	-
9月末日	27,049	-	7,735	-
10月末日	32,235	-	7,749	-
11月末日	31,293	-	8,469	-
12月末日	35,832	-	9,169	-
平成18年1月末日	41,058	-	9,467	-
2月末日	41,739	-	9,208	-
3月末日	40,741	-	9,724	-
4月末日	40,570	-	9,633	-
5月末日	42,000	-	8,810	-
6月末日	45,078	-	8,833	-
7月末日	46,536	-	8,797	-
8月末日	47,155	-	9,184	-

分配の推移

計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第1期計算期間（H11.7.23～H12.7.11）	0
第2期計算期間（H12.7.12～H13.7.11）	0
第3期計算期間（H13.7.12～H14.7.11）	0
第4期計算期間（H14.7.12～H15.7.11）	0
第5期計算期間（H15.7.12～H16.7.12）	0
第6期計算期間（H16.7.13～H17.7.11）	0
第7期計算期間（H17.7.12～H18.7.11）	0

収益率の推移

計算期間	収益率（％）
第1期計算期間（H11.7.23～H12.7.11）	▲ 1.2
第2期計算期間（H12.7.12～H13.7.11）	▲ 31.2
第3期計算期間（H13.7.12～H14.7.11）	▲ 12.4

第4期計算期間（H14.7.12～H15.7.11）	▲8.0
第5期計算期間（H15.7.12～H16.7.12）	20.0
第6期計算期間（H16.7.13～H17.7.11）	1.1
第7期計算期間（H17.7.12～H18.7.11）	32.6

（注）収益率の算出方法：

計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。

申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付とします。

収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1万円以上	1円単位
一般コース	1万口以上	1万口単位

取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行いません。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120 - 498 - 104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。

前記にかかわらず、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価額についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、保有する受益証券につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1口単位
一般コース	1万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時)までとし、受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日の受付とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとし、

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約請求制の手取り額

解約請求による1万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および地

方税（解約価額が個別元本＊を上回った場合その超過額の 10％）を差し引いた金額となります。詳しくは「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

＊「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳細は「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記の規定に準じて計算された価額とします。

解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成 19 年 1 月 4 日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に解約（換金）代金が受益者に支払われ、解約（換金）が平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる場合については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、平成 18 年 12 月 29 日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

受益証券 1 口当たりの純資産額を基準価額といいますが（ただし便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されます。）

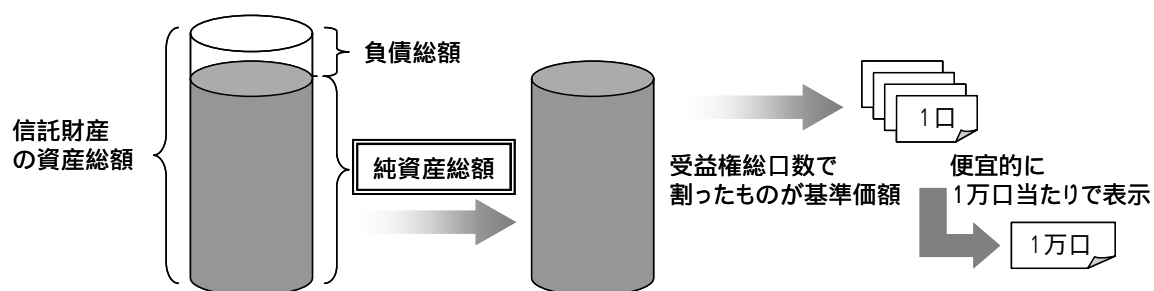
基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則とし

て、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「日経225」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

*「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(4)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(3) 計算期間

- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月12日から翌年7月11日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

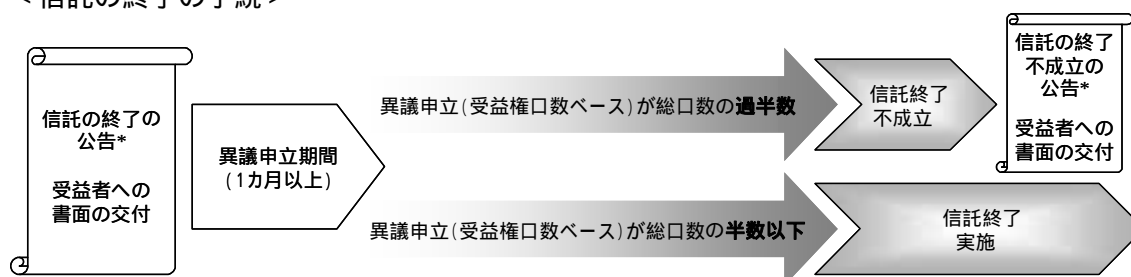
(4) 信託の終了(ファンドの繰上償還)

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(224,294,779口)を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべ

ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5) 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

< 信託の終了の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

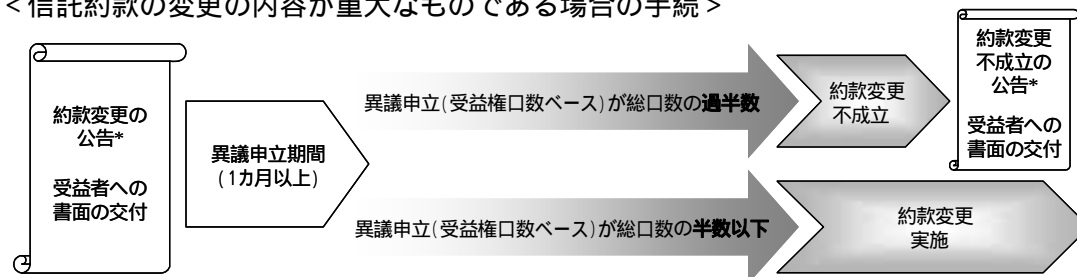
(5) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1

を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5. までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 2. から 5. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 2. の書面の交付を原則として行いません。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

(6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(7) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了毎および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

(8) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

(9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後 3 ヶ月以内および半期報告書を計算期間の最初の 6 ヶ月経過後 3 ヶ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム (E D I N E T) によって提出されており、同庁が提供するホームページ (<http://info.edinet.go.jp/>) にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号により改正されておりますが、第 6 期計算期間(平成 16 年 7 月 13 日から平成 17 年 7 月 11 日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第 7 期計算期間(平成 17 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 11 日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第 4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 6 期計算期間(平成 16 年 7 月 13 日から平成 17 年 7 月 11 日まで)及び第 7 期計算期間(平成 17 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 11 日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

りそな・日経２２５オープン

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第6期 (平成17年7月11日現在)	第7期 (平成18年7月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		243,891,296	257,109,553
親投資信託受益証券		39,741,249,045	44,985,306,518
未収入金		340,000,000	-
未収利息		6	42
流動資産合計		40,325,140,347	45,242,416,113
資産合計		40,325,140,347	45,242,416,113
負債の部			
流動負債			
未払解約金		392,008,577	39,491,425
未払受託者報酬		19,650,493	21,442,350
未払委託者報酬		137,553,396	150,096,386
その他未払費用		1,375,477	1,500,896
流動負債合計		550,587,943	212,531,057
負債合計		550,587,943	212,531,057
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		59,851,232,749	51,100,890,962
剰余金			
期末欠損金		20,076,680,345	6,071,005,906
(分配準備積立金)		(1,691,120,334)	(2,406,985,951)
純資産合計		39,774,552,404	45,029,885,056
負債・純資産合計		40,325,140,347	45,242,416,113

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第6期 自 平成16年7月13日 至 平成17年7月11日	第7期 自 平成17年7月12日 至 平成18年7月11日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		1,938	4,466
有価証券売買等損益		1,464,160,906	9,184,057,473
営業収益合計		1,464,162,844	9,184,061,939
営業費用			
受託者報酬		40,640,264	37,881,376
委託者報酬		284,481,700	265,169,487
その他費用		2,844,701	2,651,564
営業費用合計		327,966,665	305,702,427
営業利益金額		1,136,196,179	8,878,359,512
経常利益金額		1,136,196,179	8,878,359,512
当期純利益金額		1,136,196,179	8,878,359,512
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		184,166,341	6,753,910,915
期首欠損金		18,519,916,729	20,076,680,345
欠損金減少額		13,001,677,079	21,465,403,161
当期一部解約に伴う欠損金減少額		13,001,677,079	21,465,403,161
欠損金増加額		15,510,470,533	9,584,177,319
当期追加信託に伴う欠損金増加額		15,510,470,533	9,584,177,319
分配金		-	-
期末欠損金		20,076,680,345	6,071,005,906

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第 6 期 自 平成 16 年 7 月 13 日 至 平成 17 年 7 月 11 日	第 7 期 自 平成 17 年 7 月 12 日 至 平成 18 年 7 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同 左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同 左
3. 表示		平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4. その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成 16 年 7 月 13 日から平成 17 年 7 月 11 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成 17 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 11 日までとなっております。

第 3 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド受益証券の名義書換

受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、取扱販売会社はこれを委託会社に取り次ぎます。
名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止されます。
名義書換手数料は、徴収しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。
記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記、の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

(注) ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法

律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

2 換金(解約)手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

第5 設定及び解約の実績

りそな・日経225オープン 約款

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

りそな・日経 225 オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお株式等に直接投資することもあります。

(2)投資態度

1. 主としてりそな・日経 225 オープンマザーファンド受益証券に投資し、日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用を行ないます。
2. 現物株への投資より日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引を活用することがあります。
3. 株価指数等の先物取引を含む株式の実質投資割合は、原則、信託財産の純資産総額の範囲内となるよう運用を行ないますが、日経平均株価指数との連動率の向上をはかるため、一時的に株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。ただし、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 110%を超えないものとします。
4. 組入対象銘柄は、主として東京証券取引所第一部上場株式とします。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは行なわないことがあります。
5. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
6. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。
7. 国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行なうことができます。

【運用制限】

- (1) 株式の実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 外貨建資産への投資は、行ないません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限をもうけません。
- (5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社

- 債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
 - (7) 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
 - (8) 有価証券先物取引等は約款第 22 条の範囲で行ないます。
 - (9) スワップ取引は約款第 23 条の範囲で行ないます。
 - (10) 金利先渡取引は約款第 24 条の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

毎決算時（毎年 1 回、原則として 7 月 11 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型株式投資信託

りそな・日経225オープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第 2 条 委託者は、金 2,242,947,797 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができるものと、追加信託が行なわれたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項、および第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については、2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の価額および口数、基準価額の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行】

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。
委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【受益証券の取得単位および価額】

第10条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条第1項の規定によって発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって申込みに応じることができるものとします。なお、別に定めるりそな・日経225自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
委託者は、第9条第1項の規定によって発行される受益証券の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

前2項の取得の申込みに応ずる場合、受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとします。

前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の当該受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益証券の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第3項、第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、各計算期間の終了日の基準価額とします。

【受益証券の種類】

第11条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の6種類とします。

別に定める契約および保護預り契約に基づいて証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（以下「保管会社」といいます。）が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の受益証券とすることができます。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
前項の規定による名義書換の手続は、第36条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式受益証券の譲渡の対抗要件】

第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【受益証券の再交付】

第14条 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は無記名式の受益証券を再交付します。
記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【毀損した場合等の再交付】

第15条 受益証券を毀損または汚損した受益者が当該受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。
ただし、真偽を鑑別しがたいときは前条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第16条 委託者は、受益証券を再交付する時は、受益者に対して実費を請求することができます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行ないます。

【運用の指図範囲】

第18条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたりりそな・日経225オープンマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託証券の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい、外国証券投資信託

を除きます。）

11. 投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいい、外国投資証券を除きます。）
12. オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
13. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるもので、本邦通貨建のものとしします。）
14. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第9号ならびに第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第11号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第9号ならびに第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【投資する株式等の範囲】

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認

できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお当該売りつけの決済については、株券の引き渡し又は買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、且つ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図】

第 22 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうこと

の指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた時は、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引の運用指図・目的・範囲】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 25 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【保管業務の委任】

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 28 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第 29 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第 30 条 （削除）

【信託財産の表示および記載の省略】

第 31 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却および再投資の指図】

第 32 条 委託者は、信託財産に属するみなす信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

委託者は、前項の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れの指図および範囲】

第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の 10% 以内。

前項の借入期間は有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金立替え】

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、その都度別にこれを定めます。

【計算期間】

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 7 月 12 日から翌年 7 月 11 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は、平成 11 年 7 月 23 日から平成 12 年 7 月 11 日までとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成してこれを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.007% の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（ただし、第 1 計算期間については、平成 12 年 1 月 11 日とします。）および毎計算期末、または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬等】

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 80 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日（ただし、第 1 計算期間については、平成 12 年 1

月 11 日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、分配後に残額があるときは、これを次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第 41 条 (削除)

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第 42 条 受託者は、収益分配金については、第 43 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 43 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 43 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 43 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第 43 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。ただし、第 45 条第 3 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有す

る受益証券の全部もしくは一部の口数について、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。償還金は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して原則として 5 営業日目から受益者に支払います。前各号(第 2 項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者が自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第 43 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第 45 条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

受益者が第 1 項の請求をするときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による請求の受け付けを中止することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

(削除)

(削除)

【信託契約の解約】

第46条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合あるいは受益権の口数が当初設定にかかる受益権口数の10分の1を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第47条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第49条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する

事業を承継させることがあります。

(削除)

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができますものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第51条の2 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【公告】

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条

第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受

益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条

この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成 19 年 1 月 4 日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

平成 19 年 1 月 4 日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

受益者が第 2 項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行った場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成 11 年 7 月 23 日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目 2 番 15 号
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号
りそな信託銀行株式会社

【付表】

- ・この証券投資信託の受託者は、平成 14 年 9 月 9 日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和信託銀行株式会社に変更しております。（大和信託銀行株式会社は、平成 14 年 10 月 15 日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。）

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部_____は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年10月11日現在の約款の内容)
【受益権の取得申込みの勧誘の種類】 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。 【当初の受益者】 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。 【受益権の分割および再分割】 第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> 【受益権の帰属と受益証券の不発行】 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録</u>	【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。 【当初の受益者】 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。 【受益権の分割および再分割】 第6条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については2,242,947,797口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> 【受益証券の発行】 第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。 また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。 【受益権の設定に係る受託者の通知】 第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。	委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。 < 新設 > < 新設 >
---	---

【受益権の申込単位および価額】

第11条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、別に定めるりそな・日経225自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

< 略 >

前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託に

【受益証券の取得単位および価額】

第10条 委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第9条第1項の規定によって発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって申込みに応じることができるものとします。なお、別に定めるりそな・日経225自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1万円以上1円単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

委託者は、第9条第1項の規定によって発行される受益証券の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

前2項の取得の申込みに応ずる場合、受益証券の価額は、取得申込日の基準価額に、当該基準価額にかかる手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

< 略 >

前項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益証券を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託）にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投

あつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益権の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、<u>第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</u> 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、<u>受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</u> < 削除 > 【<u>受益権の譲渡に係る記載または記録</u>】 第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する	資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該証券会社および登録金融機関または委託者でこの信託にかかる受益証券の取得申込をする場合の当該受益証券の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の基準価額とします。また、当該償還金額を超える金額に対応する口数についての受益証券の取得価額は、申込日の基準価額に当該取得申込総口数に適用される委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める手数料の額および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関または委託者は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。 第3項、第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、各計算期間の終了日の基準価額とします。 < 新設 > 【<u>受益証券の種類</u>】 第11条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、1,000万口券、5,000万口券および1億口券の6種類とします。<u>別に定める契約および保護預り契約に基づいて証券会社または登録金融機関が保管する受益証券もしくは保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社(以下「保管会社」といいます。)が保管する委託者の自らの募集にかかる受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の受益証券とすることができます。</u> 【<u>受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続</u>】 第12条 委託者は、受益者が委託者の定める手続に
--	--

場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。 【受益権の譲渡の対抗要件】 第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 < 削除 > < 削除 > < 削除 > 【運用の基本方針】 第14条 < 略 >	よって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。 前項の規定による名義書換の手続は、第36条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。 【記名式受益証券の譲渡の対抗要件】 第13条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。 【受益証券の再交付】 第14条 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は無記名式の受益証券を再交付します。 — 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。 【毀損した場合等の再交付】 第15条 受益証券を毀損または汚損した受益者が当該受益証券を添え、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、委託者は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは前条の規定を準用します。 【受益証券の再交付の費用】 第16条 委託者は、受益証券を再交付する時は、受益者に対して実費を請求することができます。 【運用の基本方針】 第17条 < 略 >
--	--

< 以下現行約款第18条から第41条まで各条を3条繰上げ >

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第39条 受託者は、収益分配金については、第40条第1項に規定する支払開始日の前日および第40条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第40条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第40条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとしします。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第42条 受託者は、収益分配金については、第43条第1項に規定する支払開始日の前日および第43条第2項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第43条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第43条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行ないます。ただし、第45条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受

益者がその有する<u>受益権</u>の全部もしくは一部の口数について、前項の収益分配金の再投資にかかる<u>受益権の取得の申込み</u>を中止することを申し出た場合においては、当該<u>受益権</u>に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）</u>に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。</u> < 略 > 前各号（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者が自らの募集にかかる<u>受益権</u>に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益権</u>の価額等に応じて計算されるものとしします。 < 削除 > < 削除 > 【収益分配金および償還金の時効】 第41条 受益者が、収益分配金については第40条第1項に規定する支払開始日から5年間その支	益者がその有する<u>受益証券</u>の全部もしくは一部の口数について、前項の収益分配金の再投資にかかる<u>受益証券の売付け</u>を中止することを申し出た場合においては、<u>前項の規定にかかわらず</u>、当該<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引換えに</u>受益者に支払います。 < 略 > 前各号（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者が自らの募集にかかる<u>受益証券</u>に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の<u>受益証券</u>の価額等に応じて計算されるものとしします。 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとしします。 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとしします。 【収益分配金および償還金の時効】 第44条 受益者が、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支
--	--

払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第40条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 【信託の一部解約】 <u>第42条</u> 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 < 略 > < 略 > 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。 【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】 <u>第43条</u> 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。	払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、<u>第43条</u>第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、<u>委託者が</u>受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。 【信託の一部解約】 <u>第45条</u> 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、<u>自己の有する受益証券</u>につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる<u>受益証券</u>については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。 受益者が第1項の請求をするときは、<u>委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。</u> 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 < 略 > < 略 > 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、<u>当該計算日の基準価額</u>とします。 < 新設 >
---	---

【信託契約の解約】 第44条 <略> <以下現行約款第47条から第51条まで各条を2条繰上げ> 【反対者の買取請求権】 第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 【公告】 第51条 <略> 【信託約款に関する疑義の取扱い】 第52条 <略> (付 則) 第1条 第40条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。 第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第11条（受益証券の種類）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。	【信託契約の解約】 第46条 <略> 【反対者の買取請求権】 第51条の2 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。 【公告】 第52条 <略> 【信託約款に関する疑義の取扱い】 第53条 <略> (付 則) 第1条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。 第2条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり
--	--

< 削除 > < 削除 > < 削除 > < 削除 >	ます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 — 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。 — 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。 — 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。 — 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定
---	--

< 削除 >	にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。 — 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
< 削除 >	— 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
< 削除 >	— 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。





SOCIETE GENERALE
Asset Management

りそな・日経225オープン

追加型株式投資信託 / インデックス型(日経225連動型)

投資信託説明書
(請求目論見書)
2006年10月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

- 当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンドに投資します。マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- 当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。
- 運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。
- 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「りそな・日経２２５オープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第５条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年10月11日に関東財務局長に提出しており、平成18年10月12日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそな・日経２２５オープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。



有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年10月11日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右 近 徳 雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそな・日経225オープン
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	9
第4 ファンドの経理状況	11
1 財務諸表	14
2 ファンドの現況	26
第5 設定及び解約の実績	26

第1 ファンドの沿革

平成 11 年 7 月 23 日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成 14 年 10 月 15 日 ファンドの名称を「あさひ東京・日経 2 2 5 オープン」から
「りそな・日経 2 2 5 オープン」に変更

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

- (1) ファンドを取得される際には、販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みください。
- (2) 申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付とします。
- (3) 収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の 2 つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位	
自動けいぞく投資コース	1 万円以上	1 円単位
一般コース	1 万口以上	1 万口単位

取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。）において 1 万円以上 1 円単位とします。

収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。）を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出」を選択することができます。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は 1 口単位とします。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。なお、投資信託定時定額購入プランを申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行ないます。

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0 1 2 0 - 4 9 8 - 1 0 4

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

- (4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の 1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料を加えた額となります。
- (5) 前記(4)にかかわらず、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合の取得価額

は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価額についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- (1) 解約請求によりいつでも換金することができます。受益者（販売会社を含みます。）は、保有する受益証券につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後 3 時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時）までとし、受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日の受付とします。

- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- (5) 解約請求制の手取り額

解約請求による 1 万口当たりの手取り額は、解約請求受付日の解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本 * を上回った場合その超過額の 10%）を差し引いた金額となります。

* 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

- (6) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- (7) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (8) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会

社の営業所等において受益者に支払います。

- (9) 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。平成 19 年 1 月 4 日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に解約（換金）代金が受益者に支払われ、解約（換金）が平成 19 年 1 月 4 日以前に行なわれる場合については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。平成 18 年 12 月 29 日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第 3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の計算方法

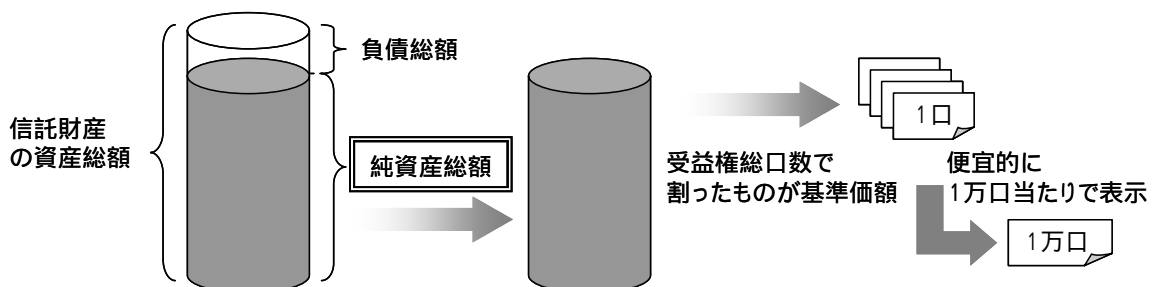
受益証券 1 口当たりの純資産額を基準価額といいます（ただし便宜上 1 万口あたりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SG アセット〕にて「日経 225」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は 1 万口当りに表示されたものが発表されます。



追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等 に応じて計算されるものとします。

*「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

受益者は保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合、受益証券はすべて保護預りとします。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の喪失した場合の規定を準用します。
- ・委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

(4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年7月12日から翌年7月11日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) その他

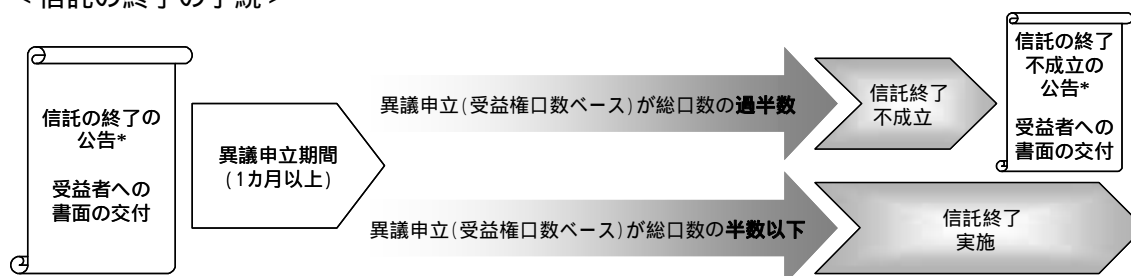
信託の終了（ファンドの繰上償還）

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口

を下回った場合あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の 10 分の 1 (224,294,779 口) を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記 1. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記 3. ～5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「 信託約款の変更 4. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

< 信託の終了の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

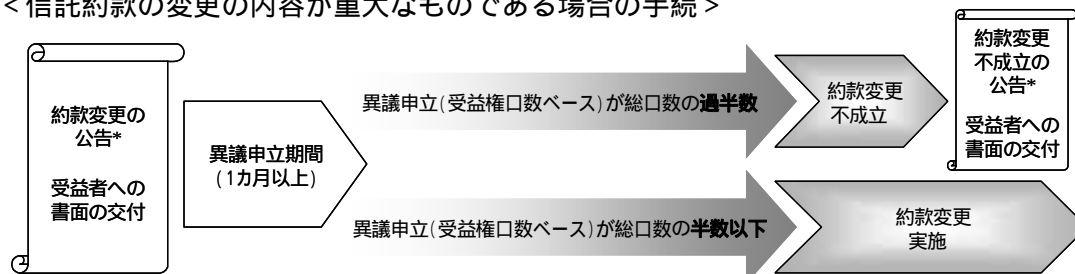
信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ

変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5. までの規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして前記 2. から 5. の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、前記 2. の書面の交付を原則として行いません。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、前記「信託の終了 3.」または「信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

運用経過の報告

委託会社は、計算期間の終了毎および償還時に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

ファンド資産の保管

1. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
2. 受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。
3. 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
4. 信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、前記 の規定による一部解約金、売却代金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 前記 1. および 2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

受益証券の発行および種類

1. 委託会社は、分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。
2. 委託会社が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、1,000 万口券、5,000 万口券および 1 億口券の 6 種類とします。

- 3.別に定める契約および保護預り契約に基づいて販売会社が保管する受益証券または保護預り契約に基づいて保護預りを行なう会社（「保管会社」といいます。）が保管する委託会社自らの募集にかかる受益証券の種類は、前記 2.に定めるもののほか、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。その認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

- 1.委託会社は、当初設定における受益権については 2,242,947,797 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- 2.委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
- 3.この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続、記名式受益証券譲渡の対抗要件

- 1.委託会社は、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。
- 2.記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
- 3.名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。
- 4.記名式の受益証券の譲渡は、前記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より 1 年間を有効期間とし、期間満了の 3 ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、そ

の後の取扱いについても同様とします。

開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

ファンドの受益権は平成19年1月4日より投資信託振替制度に移行する予定であり、当該制度への移行に際し、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款の変更が成立した場合、信託約款の変更内容に基づき受益証券にかかる上記における記載内容が削除・変更されます。

2 受益者の権利等

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託会社は、収益分配金については支払開始日の前日および交付開始前に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- 3) 前記2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行いません。ただし、信託の一部解約が行なわれた場合に、その受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記2)の規定に準じて受益者に支払います。
- 4) 前記3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する収益分配金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録

されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託会社の自らの募集にかかる受益証券に帰属する償還金の支払いは、委託会社において行なうものとします。

換金に関する請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

記名式受益証券の場合の権利行使

- 1) 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺するものとします。
- 2) 委託会社は、前記1)により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号により改正されておりますが、第 6 期計算期間(平成 16 年 7 月 13 日から平成 17 年 7 月 11 日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第 7 期計算期間(平成 17 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 11 日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 6 期計算期間(平成 16 年 7 月 13 日から平成 17 年 7 月 11 日まで)及び第 7 期計算期間(平成 17 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 11 日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成17年9月12日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

水戸理智 

業務執行社員 公認会計士

上林敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの平成16年7月13日から平成17年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日経225オープンの平成17年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年9月8日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士
業務執行社員

水守理智 

代表社員 公認会計士
業務執行社員

莫 公一 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・日経225オープンの平成17年7月12日から平成18年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・日経225オープンの平成18年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな・日経225オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第6期 (平成17年7月11日現在)	第7期 (平成18年7月11日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		243,891,296	257,109,553
親投資信託受益証券		39,741,249,045	44,985,306,518
未収入金		340,000,000	-
未収利息		6	42
流動資産合計		40,325,140,347	45,242,416,113
資産合計		40,325,140,347	45,242,416,113
負債の部			
流動負債			
未払解約金		392,008,577	39,491,425
未払受託者報酬		19,650,493	21,442,350
未払委託者報酬		137,553,396	150,096,386
その他未払費用		1,375,477	1,500,896
流動負債合計		550,587,943	212,531,057
負債合計		550,587,943	212,531,057
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		59,851,232,749	51,100,890,962
剰余金			
期末欠損金		20,076,680,345	6,071,005,906
(分配準備積立金)		(1,691,120,334)	(2,406,985,951)
純資産合計		39,774,552,404	45,029,885,056
負債・純資産合計		40,325,140,347	45,242,416,113

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第6期 自 平成16年7月13日 至 平成17年7月11日	第7期 自 平成17年7月12日 至 平成18年7月11日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		1,938	4,466
有価証券売買等損益		1,464,160,906	9,184,057,473
営業収益合計		1,464,162,844	9,184,061,939
営業費用			
受託者報酬		40,640,264	37,881,376
委託者報酬		284,481,700	265,169,487
その他費用		2,844,701	2,651,564
営業費用合計		327,966,665	305,702,427
営業利益金額		1,136,196,179	8,878,359,512
経常利益金額		1,136,196,179	8,878,359,512
当期純利益金額		1,136,196,179	8,878,359,512
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		184,166,341	6,753,910,915
期首欠損金		18,519,916,729	20,076,680,345
欠損金減少額		13,001,677,079	21,465,403,161
当期一部解約に伴う欠損金減少額		13,001,677,079	21,465,403,161
欠損金増加額		15,510,470,533	9,584,177,319
当期追加信託に伴う欠損金増加額		15,510,470,533	9,584,177,319
分配金		-	-
期末欠損金		20,076,680,345	6,071,005,906

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第 6 期 自 平成 16 年 7 月 13 日 至 平成 17 年 7 月 11 日	第 7 期 自 平成 17 年 7 月 12 日 至 平成 18 年 7 月 11 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同 左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同 左
3. 表示		平成 18 年 4 月 20 日付内閣府令第 49 号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1) 貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2) 損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
4. その他	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成 16 年 7 月 13 日から平成 17 年 7 月 11 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成 17 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 6 期 (平成 17 年 7 月 11 日現在)	第 7 期 (平成 18 年 7 月 11 日現在)
1. 投資信託財産計算規則第 41 条の 2 に規定する額 元本の欠損 20,076,680,345 円	1. 計算期間の末日における受益権の総数 51,100,890,962 口 2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 6,071,005,906 円
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.6646 円 (10,000 口当たり純資産額 6,646 円)	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.8812 円 (10,000 口当たり純資産額 8,812 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 6 期 自 平成 16 年 7 月 13 日 至 平成 17 年 7 月 11 日	第 7 期 自 平成 17 年 7 月 12 日 至 平成 18 年 7 月 11 日
1 . 受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 40,640,264 円	1 . 受託会社との取引高 営業取引 (受託者報酬) 37,881,376 円
2 . 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2 . 分配金の計算過程 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第 6 期 (自 平成 16 年 7 月 13 日 至 平成 17 年 7 月 11 日)

該当事項はありません。

第 7 期 (自 平成 17 年 7 月 12 日 至 平成 18 年 7 月 11 日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 . 元本の移動

第 6 期 自 平成 16 年 7 月 13 日 至 平成 17 年 7 月 11 日	第 7 期 自 平成 17 年 7 月 12 日 至 平成 18 年 7 月 11 日
期首元本額 54,003,392,964 円	期首元本額 59,851,232,749 円
期中追加設定元本額 42,968,773,358 円	期中追加設定元本額 66,236,824,743 円
期中一部解約元本額 37,120,933,573 円	期中一部解約元本額 74,987,166,530 円

2 . 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第 6 期 自 平成 16 年 7 月 13 日 至 平成 17 年 7 月 11 日		第 7 期 自 平成 17 年 7 月 12 日 至 平成 18 年 7 月 11 日	
種 類	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託 受益証券	39,741,249,045	1,226,757,866	44,985,306,518	4,317,526,017
合 計	39,741,249,045	1,226,757,866	44,985,306,518	4,317,526,017

3 . デリバティブ取引関係

第 6 期 (自 平成 16 年 7 月 13 日 至 平成 17 年 7 月 11 日)

該当事項はありません。

第 7 期 (自 平成 17 年 7 月 12 日 至 平成 18 年 7 月 11 日)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成 18 年 7 月 11 日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	りそな・日経 2 2 5 オープン マザーファンド	48,246,789,488	44,985,306,518	

第 2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「りそな・日経２２５オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

「りそな・日経２２５オープン マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

対象年月日	(平成18年7月11日現在)
科 目	金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	891,045
コール・ローン	4,862,799,162
株式	78,930,390,000
派生商品評価勘定	90,163,500
未収配当金	28,342,350
未収利息	799
差入委託証拠金	114,500,000
流動資産合計	83,798,086,856
資産合計	83,798,086,856
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	155,250
流動負債合計	155,250
負債合計	155,250
純資産の部	
元本等	
元本	
元本	89,871,268,129
剰余金	
欠損金	6,073,336,523
純資産合計	83,797,931,606
負債・純資産合計	83,798,086,856

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象年月日 自 平成 17 年 7 月 12 日 至 平成 18 年 7 月 11 日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 なお、派生商品は原則として時価で評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3．その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の平成 18 年 7 月 11 日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は平成 17 年 7 月 12 日から平成 18 年 7 月 11 日までとなっております。

(その他の注記)

(平成18年7月11日現在)	
1. 期首	平成17年7月12日
期首元本額	89,470,366,251円
期首より平成18年7月11日までの期中追加設定元本額	179,623,160,178円
期首より平成18年7月11日までの期中一部解約元本額	179,222,258,300円
期末元本額	89,871,268,129円
期末元本額の内訳	
りそな・日経225オープン	48,246,789,488円
S G日経225インデックス・オープン(適格機関投資家専用)	41,486,101,273円
りそな・日経225オープンV A(適格機関投資家専用)	138,377,368円
2. 担保に供されている資産	
先物取引証拠金の代用として差し入れている資産は次の通りであります。	
株式	487,100,000円
3. 元本の欠損の額	6,073,336,523円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9324円
(10,000口当たり純資産額)	9,324円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成18年7月11日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	210,000	583.00	122,430,000	
	国際石油開発帝石ホールディングス	210	1,000,000.00	210,000,000	
	コムシスホールディングス	210,000	1,403.00	294,630,000	
	大成建設	210,000	386.00	81,060,000	
	大林組	210,000	770.00	161,700,000	
	清水建設	210,000	621.00	130,410,000	
	鹿島建設	210,000	494.00	103,740,000	
	熊谷組	210,000	314.00	65,940,000	
	大和ハウス工業	210,000	1,814.00	380,940,000	
	積水ハウス	210,000	1,609.00	337,890,000	
	日揮	210,000	1,865.00	391,650,000	
	千代田化工建設	210,000	2,220.00	466,200,000	
	日本製粉	210,000	525.00	110,250,000	
	日清製粉グループ本社	210,000	1,321.00	277,410,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	明治製菓	210,000	558.00	117,180,000	
	明治乳業	210,000	793.00	166,530,000	
	日本ハム	210,000	1,406.00	295,260,000	
	サッポロホールディングス	210,000	594.00	124,740,000	
	アサヒビール	210,000	1,668.00	350,280,000	
	麒麟麦酒	210,000	1,784.00	374,640,000	
	宝ホールディングス	210,000	673.00	141,330,000	
	日清オイリオグループ	210,000	782.00	164,220,000	
	キッコーマン	210,000	1,494.00	313,740,000	
	味の素	210,000	1,320.00	277,200,000	
	ニチレイ	210,000	624.00	131,040,000	
	日本たばこ産業	1,050	438,000.00	459,900,000	
	東洋紡績	210,000	313.00	65,730,000	
	ユニチカ	210,000	184.00	38,640,000	
	日清紡績	210,000	1,248.00	262,080,000	
	帝人	210,000	707.00	148,470,000	
	東レ	210,000	1,000.00	210,000,000	
	三菱レイヨン	210,000	882.00	185,220,000	
	クラレ	210,000	1,261.00	264,810,000	
	王子製紙	210,000	675.00	141,750,000	
	三菱製紙	210,000	217.00	45,570,000	
	北越製紙	210,000	670.00	140,700,000	
	日本製紙グループ本社	210	467,000.00	98,070,000	
	旭化成	210,000	732.00	153,720,000	
	昭和電工	210,000	485.00	101,850,000	
	住友化学	210,000	918.00	192,780,000	
	日産化学工業	210,000	1,393.00	292,530,000	
	日本曹達	210,000	574.00	120,540,000	
	東ソー	210,000	435.00	91,350,000	
	東亜合成	210,000	436.00	91,560,000	
	電気化学工業	210,000	473.00	99,330,000	
	信越化学工業	210,000	6,400.00	1,344,000,000	
	三井化学	210,000	714.00	149,940,000	
	三菱ケミカルホールディングス	105,000	709.00	74,445,000	
	宇部興産	210,000	309.00	64,890,000	
	日本化薬	210,000	954.00	200,340,000	
	花王	210,000	3,080.00	646,800,000	
	富士写真フイルム	210,000	3,900.00	819,000,000	
	資生堂	210,000	2,280.00	478,800,000	
	協和醗酵工業	210,000	796.00	167,160,000	
	武田薬品工業	210,000	7,340.00	1,541,400,000	
	アステラス製薬	210,000	4,270.00	896,700,000	
	大日本住友製薬	210,000	1,320.00	277,200,000	
	塩野義製薬	210,000	2,160.00	453,600,000	
	中外製薬	210,000	2,435.00	511,350,000	
	エーザイ	210,000	5,390.00	1,131,900,000	
	第一三共	210,000	3,050.00	640,500,000	
	新日本石油	210,000	843.00	177,030,000	
	昭和シェル石油	210,000	1,362.00	286,020,000	
	新日鉱ホールディングス	210,000	900.00	189,000,000	
	横浜ゴム	210,000	474.00	99,540,000	
	ブリヂストン	210,000	2,100.00	441,000,000	
	日東紡績	210,000	315.00	66,150,000	
	旭硝子	210,000	1,385.00	290,850,000	
	日本板硝子	210,000	584.00	122,640,000	
	住友大阪セメント	210,000	349.00	73,290,000	
	太平洋セメント	210,000	404.00	84,840,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	東海カーボン	210,000	641.00	134,610,000	
	東陶機器	210,000	1,107.00	232,470,000	
	日本碍子	210,000	1,264.00	265,440,000	
	新日本製鐵	210,000	455.00	95,550,000	
	住友金属工業	210,000	469.00	98,490,000	
	神戸製鋼所	210,000	349.00	73,290,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	21,000	4,910.00	103,110,000	
	日本軽金属	210,000	303.00	63,630,000	
	三井金属鉱業	210,000	650.00	136,500,000	
	東邦亜鉛	210,000	836.00	175,560,000	
	三菱マテリアル	210,000	473.00	99,330,000	
	住友金属鉱山	210,000	1,585.00	332,850,000	
	同和鉱業	210,000	957.00	200,970,000	
	古河機械金属	210,000	218.00	45,780,000	
	古河電気工業	210,000	694.00	145,740,000	
	住友電気工業	210,000	1,692.00	355,320,000	
	フジクラ	210,000	1,377.00	289,170,000	
	東洋製罐	210,000	2,075.00	435,750,000	
	日本製鋼所	210,000	742.00	155,820,000	
	オークマ	210,000	1,206.00	253,260,000	
	小松製作所	210,000	2,300.00	483,000,000	
	住友重機械工業	210,000	1,038.00	217,980,000	
	クボタ	210,000	1,058.00	222,180,000	
	荏原製作所	210,000	478.00	100,380,000	
	ダイキン工業	210,000	3,660.00	768,600,000	
	日本精工	210,000	856.00	179,760,000	
	N T N	210,000	861.00	180,810,000	
	ジェイテクト	210,000	2,155.00	452,550,000	
	日立造船	210,000	140.00	29,400,000	
	三菱重工業	210,000	484.00	101,640,000	
	石川島播磨重工業	210,000	346.00	72,660,000	
	コニカミノルタホールディングス	210,000	1,471.00	308,910,000	
	ミネベア	210,000	577.00	121,170,000	
	日立製作所	210,000	763.00	160,230,000	
	東芝	210,000	740.00	155,400,000	
	三菱電機	210,000	872.00	183,120,000	
	富士電機ホールディングス	210,000	574.00	120,540,000	
	明電舎	210,000	409.00	85,890,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	210,000	289.00	60,690,000	
	日本電気	210,000	595.00	124,950,000	
	富士通	210,000	868.00	182,280,000	
	沖電気工業	210,000	251.00	52,710,000	
	松下電器産業	210,000	2,350.00	493,500,000	
	シャープ	210,000	1,795.00	376,950,000	
	ソニー	210,000	5,040.00	1,058,400,000	代用有価証券で 10,000 株 担保差入
	T D K	210,000	8,680.00	1,822,800,000	代用有価証券で 10,000 株 担保差入
	三洋電機	210,000	240.00	50,400,000	
	ミツミ電機	210,000	1,304.00	273,840,000	
	アルプス電気	210,000	1,396.00	293,160,000	
	パイオニア	210,000	1,752.00	367,920,000	
	クラリオン	210,000	180.00	37,800,000	
	横河電機	210,000	1,579.00	331,590,000	
	アドバンテスト	210,000	12,020.00	2,524,200,000	代用有価証券で 10,000 株 担保差入
	カシオ計算機	210,000	2,290.00	480,900,000	
	ファナック	210,000	10,000.00	2,100,000,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	京セラ	210,000	8,780.00	1,843,800,000	代用有価証券で 10,000 株 担保差入
	太陽誘電	210,000	1,417.00	297,570,000	
	松下電工	210,000	1,293.00	271,530,000	
	キャノン	315,000	5,810.00	1,830,150,000	
	リコー	210,000	2,370.00	497,700,000	
	東京エレクトロン	210,000	8,170.00	1,715,700,000	代用有価証券で 10,000 株 担保差入
	デンソー	210,000	3,590.00	753,900,000	
	三井造船	210,000	339.00	71,190,000	
	川崎重工業	210,000	355.00	74,550,000	
	日産自動車	210,000	1,240.00	260,400,000	
	いすゞ自動車	210,000	395.00	82,950,000	
	トヨタ自動車	210,000	6,020.00	1,264,200,000	代用有価証券で 10,000 株 担保差入
	日野自動車	210,000	669.00	140,490,000	
	三菱自動車工業	210,000	207.00	43,470,000	
	トピー工業	210,000	400.00	84,000,000	
	マツダ	210,000	775.00	162,750,000	
	本田技研工業	420,000	3,670.00	1,541,400,000	
	スズキ	210,000	2,540.00	533,400,000	
	富士重工業	210,000	664.00	139,440,000	
	テルモ	210,000	3,810.00	800,100,000	
	ニコン	210,000	1,988.00	417,480,000	
	オリンパス	210,000	2,990.00	627,900,000	
	シチズン時計	210,000	1,008.00	211,680,000	
	凸版印刷	210,000	1,250.00	262,500,000	
	大日本印刷	210,000	1,769.00	371,490,000	
	ヤマハ	210,000	2,105.00	442,050,000	
	東京電力	21,000	3,160.00	66,360,000	
	中部電力	21,000	3,030.00	63,630,000	
	関西電力	21,000	2,560.00	53,760,000	
	東京瓦斯	210,000	559.00	117,390,000	
	大阪瓦斯	210,000	386.00	81,060,000	
	東武鉄道	210,000	557.00	116,970,000	
	東京急行電鉄	210,000	680.00	142,800,000	
	小田急電鉄	210,000	764.00	160,440,000	
	京王電鉄	210,000	754.00	158,340,000	
	京成電鉄	210,000	645.00	135,450,000	
	東日本旅客鉄道	210	890,000.00	186,900,000	
	西日本旅客鉄道	210	491,000.00	103,110,000	
	日本通運	210,000	611.00	128,310,000	
	ヤマトホールディングス	210,000	2,150.00	451,500,000	
	日本郵船	210,000	749.00	157,290,000	
	商船三井	210,000	787.00	165,270,000	
	川崎汽船	210,000	685.00	143,850,000	
	全日本空輸	210,000	457.00	95,970,000	
	日本航空	210,000	268.00	56,280,000	
	三菱倉庫	210,000	1,712.00	359,520,000	
	ヤフー	840	61,000.00	51,240,000	
	トレンドマイクロ	210,000	3,750.00	787,500,000	
	スカイパーフェクト・コミュニケーションズ	210	71,900.00	15,099,000	
	日本電信電話	210	567,000.00	119,070,000	
	KDDI	2,100	743,000.00	1,560,300,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	210	168,000.00	35,280,000	
	東映	210,000	904.00	189,840,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	2,100	504,000.00	1,058,400,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	C S Kホールディングス	210,000	5,250.00	1,102,500,000	
	コナミ	210,000	2,535.00	532,350,000	
	双日	21,000	416.00	8,736,000	
	伊藤忠商事	210,000	997.00	209,370,000	
	丸紅	210,000	601.00	126,210,000	
	豊田通商	210,000	2,665.00	559,650,000	
	三井物産	210,000	1,626.00	341,460,000	
	住友商事	210,000	1,488.00	312,480,000	
	三菱商事	210,000	2,230.00	468,300,000	
	ソフトバンク	630,000	2,205.00	1,389,150,000	
	三越	210,000	532.00	111,720,000	
	セブン＆アイ・ホールディングス	210,000	3,830.00	804,300,000	
	高島屋	210,000	1,391.00	292,110,000	
	伊勢丹	210,000	1,895.00	397,950,000	
	丸井	210,000	1,730.00	363,300,000	
	イオン	210,000	2,645.00	555,450,000	
	ファーストリテイリング	210,000	9,520.00	1,999,200,000	
	新生銀行	210,000	759.00	159,390,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	210	1,640,000.00	344,400,000	
	りそなホールディングス	210	378,000.00	79,380,000	
	三井トラスト・ホールディングス	210,000	1,370.00	287,700,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	210	1,270,000.00	266,700,000	
	千葉銀行	210,000	1,135.00	238,350,000	
	横浜銀行	210,000	923.00	193,830,000	
	静岡銀行	210,000	1,283.00	269,430,000	
	住友信託銀行	210,000	1,259.00	264,390,000	
	みずほ信託銀行	210,000	302.00	63,420,000	
	みずほフィナンシャルグループ	210	992,000.00	208,320,000	
	大和証券グループ本社	210,000	1,370.00	287,700,000	
	日興コーディアルグループ	105,000	1,370.00	143,850,000	
	野村ホールディングス	210,000	2,075.00	435,750,000	
	新光証券	210,000	459.00	96,390,000	
	三井住友海上火災保険	210,000	1,374.00	288,540,000	
	損害保険ジャパン	210,000	1,555.00	326,550,000	
	ミレアホールディングス	210	2,190,000.00	459,900,000	
	T & Dホールディングス	21,000	9,190.00	192,990,000	
	クレディセゾン	210,000	5,030.00	1,056,300,000	
	UFJニコス	210,000	795.00	166,950,000	
	三井不動産	210,000	2,435.00	511,350,000	
	三菱地所	210,000	2,365.00	496,650,000	
	平和不動産	210,000	612.00	128,520,000	
	住友不動産	210,000	2,800.00	588,000,000	
	電通	2,100	326,000.00	684,600,000	
	東京ドーム	210,000	714.00	149,940,000	
	セコム	210,000	5,580.00	1,171,800,000	
小計	銘柄数：225			78,930,390,000	
	組入時価比率：94.2%			100%	
合計				78,930,390,000	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

株式関連

区 分	種 類	(平成18年7月11日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	株価指数先物取引				
	買 建	4,699,350,000	-	4,789,500,000	90,008,250
	合 計	4,699,350,000	-	4,789,500,000	90,008,250

(注) 時価の算定方法

1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成18年8月31日現在

資産総額	47,282,935,067 円
負債総額	127,825,102 円
純資産総額 (-)	47,155,109,965 円
発行済数量	51,342,867,294 口
1万口当り純資産額 (/)	9,184 円

(参考) りそな・日経225オープン マザーファンドの現況

純資産額計算書

平成18年8月31日現在

資産総額	87,647,607,369 円
負債総額	30,000,000 円
純資産総額 (-)	87,617,607,369 円
発行済数量	90,049,303,029 口
1万口当り純資産額 (/)	9,730 円

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (H11.7.23 ~ H12.7.11)	8,855,573,999	2,365,918,333
第2期計算期間 (H12.7.12 ~ H13.7.11)	25,244,250,734	8,098,289,278
第3期計算期間 (H13.7.12 ~ H14.7.11)	16,539,370,825	10,573,331,350
第4期計算期間 (H14.7.12 ~ H15.7.11)	32,928,680,029	14,680,405,430
第5期計算期間 (H15.7.12 ~ H16.7.12)	54,622,091,045	48,468,629,277
第6期計算期間 (H16.7.13 ~ H17.7.11)	42,968,773,358	37,120,933,573
第7期計算期間 (H17.7.12 ~ H18.7.11)	66,236,824,743	74,987,166,530



